



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年8月25日火曜日 第740号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 令和8年熊本地震に係る愛媛県県税賦課徴収条例の規定による県税の申告等の期限の延長……………（税務課）… 479
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧……………（都市計画課）… 479
- 道路の区域変更（県道川之江大豊線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 479
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 479
- 道路の供用開始（県道燕崎土居線）……………（ ）… 480
- 道路の区域変更（一般国道441号）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 480
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 480

教育委員会公告

- 令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）の実施について……………（義務教育課）… 480

告 示

○愛媛県告示第915号

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第8条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入のうち、次に掲げる区域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以後に到来するものについては、個人の県民税、自動車税（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税に関するものを除き、その期限を別に定める日まで延長する。

令和8年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

県 名	区 域
熊 本 県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

○愛媛県告示第916号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和8年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立5068番2地先から 同町馬立5066番2地先まで	旧	メートル 4.9～ 8.6	キロメートル 0.100	
		四国中央市新宮町馬立5068番2から 同町馬立5066番2まで	新	4.9～16.3	0.100	

○愛媛県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立5068番2から 同町馬立5066番2まで	令和8年8月25日

○愛媛県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年8月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	燕崎土居線	四国中央市土居町中村1128番4から 同町中村1258番2まで	令和8年8月25日

○愛媛県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年8月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	大洲市梅川425番1から 同市梅川431番1まで	旧	メートル 6.1～18.8	キロメートル 0.036	
			新	6.1～27.0	0.060	

○愛媛県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年8月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市梅川425番1から 同市梅川431番1まで	令和8年8月25日

教育委員会公告

○公 告

令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）を次の要領で実施する。
令和8年8月25日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

1 選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	令和8年10月3日（土）	愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）
中学校教員 （各教科）		
高等学校教員 （各教科）	令和8年10月4日（日）	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）
特別支援学校教員 （小学部） （中学部（各教科）） （高等部（各教科））		

注1 区分間の併願は認めない。
2 場所等を変更することがある。

2 受験申込受付期間

令和8年8月25日（火）から9月10日（木）まで

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 昭和42年4月2日以降に出生した者
- (3) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、他の都道府県の国公立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。）又は私立学校（学校教育法第2条第2項に規定する私立学校をいう。）の教員として勤務している者（正規教員である者に限る。）で、2年以上の教職経験（正規教員である期間に限る。休職、育児休業等（部分休業及び育児短時間勤務は含まない。）の期間を除く。以下同じ。）を令和8年9月10日時点で有する者
 - イ 高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、国公立学校で3年以上の教職経験を令和8年9月10日時点で有する者
- (5) (4)で有する教職経験と同一の試験区分を志願する者
- (6) 令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の受験申込みを行っていない者

4 受験申込手続及び試験方法

令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）及び令和9年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項（以下「実施要項」という。）を参照すること。

5 志願要項、実施要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912-2942
高等学校教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912-2952